

スポーツ安全保険

傷害保険 保険金額

事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院について下表のとおり保険金が支払われます。ただし、通院保険金の支払日数は、1事故について30日が限度となります。

加入区分	対象範囲	死亡	後遺障害（最高）	入院（1日につき）	通院（1日につき）
A1	団体活動中とその往復中	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円

※入院、通院については治療日数1日目から補償されます。

※入・通院保険金は医療費の実費ではなく、上表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。（各自治体の助成等で治療費がかからない場合でもお支払いの対象となります。）

※約款所定の手術を受けられた場合には、手術保険金（入院中の手術：入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術：入院保険金日額の5倍）が支払われます。

賠償責任保険 支払限度額

加入区分	対象範囲	支払限度額（免責金額なし）
A1	団体活動中とその往復中	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人2億円

突然死葬祭費用保険 支払限度額

加入区分	対象範囲	支払限度額
A1	団体活動中とその往復中	葬祭費用 180万円